

パネル

体も、円了の「哲学館仏教専修科講義録」に発想を得ていると思われる。つまり、仏教学者や印度哲学者の講義を「講義録」としてパッケージ化し、それを活字メディアとして刊行したのがこのシリーズであり、このシリーズが、学校という場で教科書として用いられたのである。つまり、米峰は、教科書を販売する役割を鶏声堂書店で引き受けるのみならず、教科書を出版する役割も、丙午出版社を通じて引き受けたのである。

明治三十年代は近世的読書の世界から、活字メディアを基盤とする近代的読書世界への転換期である（永嶺重敏）が、明治三十年代以降の読書文化の変容は、出版社を通じて刊行された出版物を通じて、（また、学校教育という場を通じて）「仏教を学ぶ」という読書実践をもたらしたのであり、その読書実践を支えるテキストを提供したのが、丙午出版社という出版メディアのはたした役割であった。

パネルの主旨とまとめ

大谷 栄一

本パネルは、近代日本の革新的な仏教運動である新仏教運動の全体像を明らかにするため、二〇〇七年八月に結成された新佛教研究会（代表者・吉永進一氏）の研究成果の中間報告として実施された。今回は、「明治仏教とメディア」の分析というテーマの下、仏教の教説や思想、メッセージ等を伝える者（発信者）と伝えられる者（受信者）の間のコミュニケーションの

あり方とその手段（メディア）を検討するため、「演説」「講演」「大学」「雑誌」「出版社」という具体的なトピックを取り上げ、四名が報告を行った。

星野報告では、明治前期の「仏教演説」に焦点を当て、明治十年代中葉から明治二十年代初頭までが活発な時期であり、知識人教化を問題とし、「演説」という新しい媒体を用いたコミュニケーションであったことを明らかにした。続く岡田報告も「仏教演説」を取り上げ、「節談説教」に代わって「仏教演説」という新たな教化手法が採択されていく歴史的経緯を、西洋式の修辭法や弁論術を導入した「演説の名手」加藤咄堂（一八七〇—一九四九）の著作と活動に注目して分析した。岩田報告では、宗教的伝統に対する「自由討究」という態度・方法の問題を取り上げ、前田慧雲（一八五七—一九三〇）の「自由討究」の主張に対する西本願寺教団の対応、前田が学長を務めた高輪仏教大学の教育や出版・演説活動を分析した。大谷報告では、高嶋米峰（一八七五—一九四九）らによって創設された丙午出版社の出版活動を対象とし、明治後期以降、「仏教」に関する情報や知識、学知が「出版社」というメディアを通じてどのようにに公にされていったのかを考察した。

コメンテータの赤松徹真氏からは、各報告に対して、懇切丁寧なコメントがなされた。星野報告に対しては、真宗の伝統では「法談」や「示談」として門徒に教えを説くことは行われていたが、不特定多数の聴衆に対する「演説」という言語行為には新しさがあり、それは時代状況と関連していたことが述べられ、岡田報告には、明治六年の教部省達によって、旧来の「法

談説法」は事実上禁止され、そのことが「節談説教」の衰退の大きな原因になったことと、演説・講演の聴衆の変化についても考える必要があることが指摘された。岩田報告には、高輪仏教大学の廃止は、明治三六年に明如宗主が遷化し、鏡如（大谷光瑞）が西本願寺の宗主を継承したことが教団の学制方針の変更に大きな影響を与えたことと、高輪仏教大学の教員の給料が膨大であったことも廃止の一因であったとのコメントが寄せられた。大谷報告については、丙午出版社の出版活動は中流階級を対象とし、その啓発をめざした新仏教運動との共通点があるのではないかと、との指摘がなされた。赤松氏のコメントは、各報告者の研究対象を時代の変遷や具体的な状況との対応の中で動態的に把握する必要性があり、また、仏教をめぐる従来の伝統や新たな動向との関係の中で重層的に検討することの重要性を報告者たちに示したものであった。

また、フロアからは、「仏教演説」の通仏教的な主張の背景、その理念と実践のずれ、「知識人教化」の「知識人」の具体像（星野報告）、高輪系教職員らが中心となつて結成した真宗本派同志会のその後の動向（岩田報告）、江戸時代の談林での教科書販売と丙午出版社の教科書販売の共通性と違い（大谷報告）等について、多くの質問や意見が寄せられた。

各報告者が取り上げたトピックや対象は先行研究でも取り上げられることはあったが、「明治仏教とメディア」の分析というテーマは新たな視点であり、明治仏教史の上書き・保存による当該分野の更新に向けての手ごたえと多くの課題を感じたパネルとなった。

地域社会における慰霊顕彰の伝統と現在

代表者 孝本 貢

コメンテータ 土居 浩

司会 村上興匡

近世農村における慰霊顕彰

清水 克 行

本報告では、中世く近世移行期（一六世紀後半く一七世紀前半）の日本列島各地で行われた鉄火起請（争っている当事者同士が焼けた鉄片を握って、火傷の有無で勝敗を決定する神明裁判）を具体的な素材として、近代日本の「戦争死者慰霊祭祀」の基礎となったであろう社会実態と思想を、前近代社会のなかに探ってみたい。

鉄火裁判について、報告者は現時点で約四〇件の事例を確認しているが、それらは一五五六く一六六〇年の約一〇〇年間に集中して確認され、なかでも一六〇〇く一六一〇年に流行のピークを迎えることが指摘できる（領主側から発案されたものか、村落側から発案されたものか、については研究史上でも見解の対立がある）。地域分布は、北は陸奥仙台、南は肥前大村にまで確認され、当時、ほぼ列島各地で実施されていたと考えられる。また、鉄火裁判は犯人探し型と紛争解決型の二類型に区分できるが、とくに紛争解決型鉄火裁判の場合、当該期に多